

査答申請第60号

平成30年3月7日

答 申

生駒市長 小紫 雅史 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 石田榮仁郎

平成30年1月12日付け「生み第184号」で諮問のありました事案について
下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第1 審査請求の趣旨

生駒市長が、審査請求人に対し、平成29年12月11日付け「生み第145号」
でした処分を取り消す。

第2 事案の概要

1 経緯

本件は、審査請求人が、平成29年11月27日、生駒市長（以下「市長」とい
う。）に対し、生駒市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき「平成29年
4月の都市公園法の改正以降、都市公園法あるいは生駒山麓公園の運営に関して生
駒市が国や県と協議、あるいは問い合わせをした内容が分かる文書」（以下「本件行
政文書」という。）の開示を請求したところ、市長が本件行政文書のうち「生駒山麓
公園（奈良県生駒市）における社会福祉事業所（占用物件）の設置について、生駒
山麓公園における改正都市公園法の活用計画、社会福祉事業の都市公園法上の位置

付、第5期生駒市障がい福祉計画（案）、障害者福祉の観点からの利活用検討」に係る部分（以下「本件情報」という。）につき、同年12月24日までは条例が定める不開示情報に該当することを理由に、その開示を拒否したので（以下「本件処分」という。）、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分のうち本件情報の開示を拒否した部分の取消しを求めるもの（以下「本件審査請求」という。）である。

2 前提事実等

- (1) 審査請求人は、平成29年11月27日付けで、条例に基づき、市長に対し、本件行政文書の開示を請求した。
- (2) 市長は、同年12月11日付けで、当該開示請求に対し、本件情報の開示を、同年12月24日まで拒否する本件処分をした。
- (3) 審査請求人は、同年12月27日付けで、条例に基づき、市長に対し、本件情報の開示を請求した。
- (4) 市長は、同年12月28日付け「生み第172号」で、本件情報の全部を開示する決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (5) 審査請求人は、同年12月28日、本件情報を記録した行政文書を閲覧し、その写しの交付を受けた。

第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

1 争点

- (1) 審査請求人に審査請求の利益があるかどうか。
- (2) 本件処分に違法又は不当があるかどうか。

2 争点に対する当事者の主張の要旨

(1) 争点(1)について

(市長)

本件情報については、審査請求人から平成29年12月27日付けで開示請求があり、市長は、同年12月28日付けで、その全部を開示する決定を行い、同日、審査請求人はその開示を受けた。

したがって、審査請求人には審査請求の利益がない。

(審査請求人)

開示されたか否かではなく、開示時期を遅らせたことによる不利益を問題にしており、弁明書の「訴えの利益はない」との意見はあたらない。

(2) 争点(2)について

(市長)

本件情報を不開示とした理由として、意思形成決定過程であり、市の機関及び国等の相互間における協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、同年12月24日までは条例第7条第4号が定める不開示情報に該当する。

(審査請求人)

条例第7条第4号は、開示することにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものについて規定したものであるところ、すでに市として判断がなされ、行政内部において「生駒市都市公園条例の一部を改正する条例」及び「生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部を改正する条例」として起案、決裁がなされ、本件開示請求を行った同年11月27日時点において、すでに平成29年生駒市議会12月定例会にも議案として提出され、その議案は一般にも公開されている。

同年12月25日には開示することができるようになるとの決定であり、それは議会の議決結果が市に送付されることをもって「確定した情報」となると生駒市は解釈しているようであるが、それでは否決された場合には「確定」にならず、議案の起案に至るまでに改正都市公園法やその運用について、国や県とどのような協議を行ったのか一切分からなくなってしまう。議会の議案に対する可否は、本件行政文書の開示に何ら関係ないものである。

むしろ、議案の審査前に本件行政文書を開示することにより、条例改正の妥当性の有無が明確になる可能性が高く、同年12月14日の都市建設委員会の審査前にこれを開示しなかったことは「争点隠し」とのそしりを免れえず、また当該情報がないまま不十分な資料で審査されたことは、議会に付託している市民も不利益を被

ったと言わざるをえない。

また、既に議案として提出された後においては「市民の間に混乱を生じさせるおそれ」の蓋然性は極めて低い。この場合に「おそれ」とは、適切な意思決定を行政が行うことを保護するものではなく、市民が生活を営む上で「不当な」影響が及ぶことを指しており、どのような「不当な」影響があるのかを明示すべきである。

第4 当審査会の判断

まず、処分の取消しを求める審査請求は、審査請求人が、当該処分が取り消されることによって、自らの権利又は法律上保護された利益を実現し、又は維持若しくは回復しようとするものである。

そこで、処分の取消しを求める審査請求が認められるためには、当該処分が取り消されることによって、審査請求人の権利又は法律上保護された利益が実現され、又は維持若しくは回復されることが必要である。

これを本件についてみると、本件審査請求が認められるためには、本件処分のうち本件情報を不開示とした部分を取り消されることによって、本件情報の開示を受ける審査請求人の条例上の権利が実現されることが必要である。

この点、本件情報は、審査請求人による本件情報の開示請求に対し、市長が平成29年12月28日付けで開示する旨の決定を行い、同日、審査請求人は、本件情報を記録した行政文書を閲覧し、かつその写しの交付を受けている。

そうすると、本件情報の開示を受ける審査請求人の条例上の権利は、同年12月28日をもって既に実現しているのであるから、本件処分のうち本件情報を不開示とした部分の取消しを求める審査請求人の審査請求の利益は、同日に消滅しており、したがって、審査請求人には本件審査請求を行う利益はない。

以上のとおりであるから、本件処分に違法又は不当があるかどうかを判断するまでもなく、当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

第5 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年1月12日	・市長からの諮問を受けた。
平成30年1月22日	・市長から弁明書の提出を受けた。
平成30年1月23日 (第132回審査会)	・概要を確認し、審議を行った。
平成30年2月14日	・審査請求人から反論書の提出を受けた。
平成30年2月27日 (第133回審査会)	・審議を終結し、答申文を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
いし だ ひでじろう 石 田 榮 仁 郎	近畿大学名誉教授・弁護士	会 長
かな たに しげ き樹 金 谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
お 緒 がた けん し史 緒 方 賢 史	弁護士	
た なか ひろ よし義 田 中 啓 義	弁護士	
わ じま み え こ子 和 島 美 枝 子	弁護士	